

佐賀県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年三月九日から平成二十四年四月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 加倉飯屋港線	東松浦郡玄海町大字有浦上字土井ノ内二〇四一番一地从先から東松浦郡玄海町大字有浦上字里三三四七番一地从先まで	平成二四・三・九